

子どもたちに豊かな放課後を

平成30年度 放課後児童クラブ員を募集

市では、仕事などで保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後や長期休暇等に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として、市内4つの児童センターで、放課後児童クラブを開設しています。平成30年4月1日から入会・利用を希望する児童を募集します。

■対象児童 保護者の就業・疾病・看護等により、昼間留守家庭となる小学生

■開設時間
☆月～金曜日 12時～19時

☆土曜日・学校長期休業期間 7時30分～19時
☆土曜日は事前登録制で、葎崎児童センターでの合同開催になります。

■申込書類配布開始日
11月1日(水)から、各児童センターで配布します。

■申込期間 11月13日(月)～11月30日(木)

※月～金曜日の10時～18時

■年間利用(月額会員)

※放課後留守家庭の小学生

区分		単位	第1子	第2子
基本料金		月額	2,500円	1,300円
長期休業期間利用料の加算	夏季休業日の期間	1期間	3,000円	1,500円
	冬季休業日の期間	1期間	1,000円	500円
	学年末休業日及び学校始休業の期間	1期間	1,000円	500円
延長利用(18時30分以降)の利用料		1回	100円	100円

■申込場所 各児童センター
※入会には、条件がありますので、入会案内を熟読された上で、お申込みください。
※定員を超える申込みがあった場合は、ご希望に添えないことがあります。
■問い合わせ
福祉課子育て支援担当
(内線174・175)

再編第2保育園、葎崎西保育園 民営化後の名称決定

平成24年に策定した市立保育園再編整備計画に基づき、整備を進めています。再編第2保育園は、藤井公民館との複合施設として、現在、藤井保育園の隣接地に建設しています。

当初、開園(館)は、平成30年4月を予定していましたが、建設費の主要な財源として予定していた林野庁の交付金が確保できなかったため、交付金獲得のための工事などを中止する設計や工期の見直

■1日利用(月額会員以外)

※放課後帰宅せず直接来館する・授業のない日に昼食を持参する場合

区分	単位	第1子	第2子
授業のある日の利用(放課後の利用)	日額	300円	200円
授業のない日の利用(土曜日、夏休み等)	日額	600円	300円
延長利用(18時30分以降)の利用料	1回	100円	100円

○第1子、第2子の数え方

同一世帯で同じクラブをきょうだいで利用する場合、年少の児童から順番に数えます。第3子以降は無料です。

○利用料の免除

「生活保護世帯」、「ひとり親世帯・障がい者または障がい児のいる世帯で、市民税が非課税の世帯」は無料です。

■市内の児童クラブ・子ども教室一覧

児童クラブ名	住所・電話番号	定員
葎崎児童クラブ(第1・第2)	本町2丁目1番7号 葎崎児童センター内 22-7687	100名
北東児童クラブ(第1・第2)	藤井町駒井2248番地1 北東児童センター内 23-5550	100名
北西児童クラブ	清哲町青木1078番地1 北西児童センター内 22-1775	50名
甘利児童クラブ(第1・第2)	大草町上條東割788番地 甘利児童センター内 23-1535	100名
穂坂小学校 放課後子ども教室	穂坂町宮久保6121番地 23-7761	

※穂坂小学校放課後子ども教室の利用については教育課 学校教育担当(内線265)までお問い合わせください。

移管に向けた引き継ぎを行っています。

しを行い、平成30年秋に変更することとしました。
なお、第2園の名称は、公募で最も多く、第1園の「すずらん保育園」と同様に花の名前である「たんぼほ保育園」としました。

また、現在進めている葎崎西保育園の民営化は、移管先事業者に決定している社会福祉法人すみれ福祉会、保護者、市との三者協議会や保護者説明会の開催、共同保育の実施などにより、平成30年4月の

■問い合わせ
福祉課子育て支援担当
(内線173・174)

今後は、葎崎西保育園の民営化後の検証結果を踏まえ、葎崎東保育園の民営化を進めることとしています。